

事 務 連 絡
令和３年１２月９日

介護保険サービス事業所 各位

天草市高齢者支援課長

令和２年７月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の支払い猶予・免除の終了について

日頃から、介護保険事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和２年７月豪雨により全半壊または床上浸水等の被害を受けた介護保険被保険者につきまして、令和２年７月４日～令和３年１２月３１日の介護保険サービスについて、利用料の支払い猶予・免除を行っているところですが、令和３年１２月３１日まで（終了）となりましたのでお知らせします。

なお、対象となる被保険者に対しても、本取扱いの終了につきまして、お知らせを送付していますが、利用者から相談等がございましたら対応をお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

記

１ 支払い猶予・免除の期間

令和２年７月４日 から 令和３年１２月３１日 まで（終了）

２ 令和４年１月以降のサービス提供月の介護報酬の請求について 通常の請求の取り扱いに戻ります。

よって、介護保険負担割合証に記載されている負担割合に基づいた給付率（90～70％）を請求明細書に記載して請求することになります。

〔お問い合わせ〕

天草市 高齢者支援課 介護給付係
佐々木

TEL:0969-24-8806（直通）